

特別養護老人ホーム八甲荘（短期利用）重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

目 次

1	施設経営法人	1
2	施設の概要	1
3	施設の特徴等	3
4	利用料金	4
5	衛生管理及び感染症対策	8
6	虐待の防止	8
7	身体拘束について	9
8	業務継続計画の策定	9
9	介護ロボットの導入	9
10	利用の中止、変更、追加	9
11	短期入所生活介護サービス内容に関する相談・苦情	9
12	高齢者のリスク	11
13	緊急時の対応	11
14	事故発生時の対応	11
15	個人情報の利用及び提供	12

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 八甲田会
(2) 法人所在地 青森県十和田市大字相坂字高清水78番地232
(3) 電話番号 0176-23-5500
(4) 代表者氏名 理事長 小笠原 豊重
(5) 設立年月 平成15年7月

2 施設の概要

(1) 事業所の概要

事業者番号	青森県指定 第0270600406号
事業所名	特別養護老人ホーム八甲荘
所在地	青森県十和田市大字相坂字高清水78番地232
電話・FAX番号	電 話 0176-23-5500 FAX 0176-23-5581
管理者氏名	施設長 小笠原 拓司

(2) 施設の勤務体制（介護老人福祉施設と併せて職員を配置しています。）

職名	資格	常勤		非常勤		業務内容
		専任	兼務	専任	兼務	
施設長	施設長資格		1名			施設職員及び業務の管理
副施設長			1名			//
医師	医師				1名	入居者の健康管理及び療養上の指導
生活相談員	介護支援専門員		1名			入居者の生活相談
介護職員 ()は介護 福祉士		6名 (6名)	24名 (18名)	1名 (1名)	9名 (5名)	利用者の介護全般
看護職員	看護師	1名				入居者の看護全般
	准看護師		4名			
管理栄養士	管理栄養士		2名			食事の献立作成・栄養管理
機能訓練指導	准看護師		1名			機能訓練計画の作成及び指
用務補助・介護助手					10名	用務全般、介護助手
総合計		41名 (他職種兼務1名)		21名		

(3) 施設の設備の概要

利用定員 10人

居室・設備の種類		室数	備考
居室	個室	10室	居室内に便所、洗面所があります。
合計		10室	
浴室	一般浴室 (8.125㎡)	1室	特別浴室には、特別浴槽を設置しています。
	特別浴室 (28.5㎡)	1室	
医務室		1室	

(4) 夜間の勤務体制

介護職員 4名（長期3名、短期1名）
宿直員 1名

(5) 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0 1 7 6 - 2 3 - 5 5 0 0
担当者	西村 久美子〔介護支援専門員〕

※ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

(6) 非常災害対策

災害時の対応	消防計画に基づき迅速に対応します。
防災設備	自動火災報知器 スプリンクラー 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 消火栓
防災訓練	年3回以上 総合、避難、消火、通報の訓練を行います。
防火管理者	小笠原 拓司

3 施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供します。
- ② 介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した生活を取り戻すことができるよう支援することを目的として、利用者に、短期入所生活介護サービス等を提供します。

(2) 短期入所生活介護等サービスの利用に当たっての留意事項

面会時間	午前7時～午後8時
施設・設備の利用	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
居室移動	利用者の状態により、居室を移動していただくことがあります。

(3) 短期入所生活介護等サービスの内容

サービス	内 容						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂にて食べていただきます。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>午前 8時00分～</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>正午12時00分～</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>午後 6時00分～</td> </tr> </table>	朝食	午前 8時00分～	昼食	正午12時00分～	夕食	午後 6時00分～
朝食	午前 8時00分～						
昼食	正午12時00分～						
夕食	午後 6時00分～						
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴又は清拭は、週2回以上行います。 ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。 						
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。 						
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行います。 						
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員が、健康管理を行います。 						
その他自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 						

4 利用料金

(1) 利用料

① 基本部分（介護保険負担割合による）

区 分	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額 (1割負担の場合)
要支援1	5,290円/日	529円/日
要支援2	6,560円/日	656円/日
要介護1	7,040円/日	704円/日
要介護2	7,720円/日	772円/日
要介護3	8,470円/日	847円/日
要介護4	9,180円/日	918円/日
要介護5	9,870円/日	987円/日

② 加算部分（介護保険負担割合による）

区 分	利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額（1割負担の場合）	備考
送迎加算（片道）	1,840円	184円	
機能訓練体制加算	120円/日	12円/日	
夜勤職員配置加算	200円/日	20円/日	要支援非該当
看護体制加算	(Ⅳ) 1230円/日	23円/日	要支援非該当
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 220円/日	22円/日	併設型
	(Ⅱ) 180円/日	18円/日	空床型
看取り連携体制加算	130円/月	13円/月	該当者のみ 7日間を限度
緊急短期入所受入加算	900円/日	90円/日	該当者のみ 7日間を限度
療養食加算	80円/回	8円/回	該当者のみ
在宅中重度受入体制加算	4170円/日	417円/日	該当者のみ
医療連携強化加算	580円/日	58円/日	該当者のみ
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 基本部分と加算部分の合計額に8.3%を乗じた額		
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ) 基本部分と加算部分の合計額に2.7%を乗じた額		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本部分と加算部分の合計額に1.6%を乗じた額		

※緊急短期入所受入加算は、日常生活上の世話をを行う家族等やむを得ない事情がある場合は14日を限度に加算します。

③ ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（ホテルコスト）

利用者負担段階	利用料金
第1段階	820円/日
第2段階	820円/日
第3段階	1,310円/日
第4段階	2,006円/日

④ 食 費

[基準額] 1日 1,445円 (内訳) 朝食 410円 昼食 555円 夕食 480円	利用者負担段階	利用料金
	第1段階	300円/日
	第2段階	600円/日
	第3段階 ①	1,000円/日
	第3段階 ②	1,300円/日
	第4段階	1,445円/日

(2) その他

サービス	内容及び利用料金															
理美容	理容師・美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>理 容</th> <th>美 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カット</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>顔そり</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カット&顔そり</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>パーマ</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	理 容	美 容	カット	1,000円	1,500円	顔そり	1,000円		カット&顔そり	1,500円		パーマ		3,000円
内 容	理 容	美 容														
カット	1,000円	1,500円														
顔そり	1,000円															
カット&顔そり	1,500円															
パーマ		3,000円														
家電製品持込料	大型電化製品1点につき 1,000円/月 (冷蔵庫・テレビ・オーディオ等)															
ドライクリーニング	外部に発注するドライクリーニングについての費用を請求させていただきます。 費用：実費															
複写物の交付	利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。また、複写物の作成に時間を要する場合は複写物の交付日時を施設側で指定させていただく場合があります。複写物の郵送をご希望する場合の郵送料金は、利用者のご負担とさせていただきます。 1枚につき 10円															

クラブ活動費	利用者の希望でクラブ活動に参加いただけます。 〔クラブ活動料金〕	
	クラブ名	料金（1回につき）
	習字クラブ	100円
	手芸クラブ	350円
	ゲームクラブ	無料
	カラオケクラブ	無料
	生け花クラブ	300円
健康管理費	インフルエンザ予防接種、MRSAによる特別な検査・治療、その他感染症に対する予防接種等にかかる費用を実費でご負担いただきます。	
売店	必要な日用品を販売しています。 費用：実費	

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア	自動口座振替		
イ	下記指定口座への振込み		
	青い森信用金庫	十和田営業部	普通預金 0591401
	みちのく銀行	十和田支店	普通預金 2012751
	青森銀行	十和田支店	普通預金 1184681
	名義	社会福祉法人 八甲田会	
	理事長	おがきわら 小笠原 豊重	
ウ	窓口での現金支払		
	※窓口の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までです。ただし、祝日及び年末年始を除きます。		

(4) 短期入所生活介護等サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。）

① 嘱託医

医療機関の名称	所在地	診療科
十和田第一病院	十和田市東三番町10-70	外科・内科・泌尿器科 整形外科・耳鼻咽喉科

② 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
十和田東病院	十和田市大字三本木字里ノ沢1-247	内科・整形外科
大山皮膚科クリニック	十和田市大字三本木字千歳森137-1	皮膚科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地
浅原歯科医院	十和田市西三番町15-37

5 衛生管理及び感染症対策

入所者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的（概ね3か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 施設職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

6 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のため指針を整備します。
- (3) 施設職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施します。
- (4) 虐待又は虐待疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について

て、職員に通知するとともに市町村等関係者に報告をお行い、再発防止に努めます。

7 身体拘束について

原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族等へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体拘束の必要性がなくなった場合は速やかに拘束を中止します。

8 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

9 見守り機器の導入

事故の予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムを活用し、迅速に対応します。また、生活リズムの分析を行い快適性の向上を図ります。

10 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合には利用予定日の前日までに事業者申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提供して協議します。
- (3) 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

11 短期入所生活介護等サービス内容に関する相談・苦情

○ 苦情申し出窓口の設置

当施設では利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え、施設に置ける苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を次のとおり設置し、苦情解決に努めています。

(1) 苦情解決の組織体制

- ① 苦情解決責任者 小笠原 拓 司（常務理事）
- ② 苦情受付担当者 西 村 久美子（総括主任）

③ 第三者委員

- ・ 佐久間 由 夫 (監 事)
- ・ 木 野 悦 子 (評議員)

(2) 苦情解決方法

① 苦情の受付

ア 苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

イ 苦情受付担当者が不在の場合又は受付時間外の場合は、他の職員が受け付けます。

② 受付時間及び電話番号等

- ア 受付時間 年中無休 午前8時30分から午後5時30分まで
- イ 電話番号 0176-23-5500
- ウ FAX番号 0176-23-5581

(3) 苦情受付の報告・確認

① 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を希望しない場合を除く。）に報告します。

② 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(4) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員による立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(5) 行政機関その他苦情等受付機関

十和田市健康福祉部 高齢介護課	所在地 青森県十和田市西十二番町6番1号 電話番号 0176-51-6721 FAX番号 0176-22-7699 受付日時 毎週月曜日～金曜日（ただし、休日及び12月29日 日から翌年1月3日までを除く） 午前8時30分～午後5時15分
青森県国民健康保険 団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 電話番号 017-723-1301 FAX番号 017-735-4020

	受付時間	毎週月曜日～金曜日（ただし、休日及び12月29日 日から翌年1月3日までを除く） 午前9時～午後4時
青森県運営適正化委員会（青森県社会福祉協議会）	所在地	青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ内
	電話番号	017-731-3039
	FAX番号	017-731-3098
	受付時間	毎週月曜日～金曜日（ただし、休日及び12月29日 日から翌年1月3日までを除く） 午前8時30分～午後5時

12 高齢者のリスク

施設では利用者が快適な利用生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、以下の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- (1) 歩行時の転倒、ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- (2) 施設では、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- (3) 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (4) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (5) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲があっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- (6) 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険が高い状態にあります。
- (7) 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合があります。
- (8) 本人の全身状態が急に悪化した場合、施設の嘱託医師（又は看護職員）の判断で緊急に病院へ搬送することがあります。

13 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医又は協力医療機関、家族の緊急連絡先へ連絡し必要な措置をとります。

14 事故発生時の対応

- (1) 施設は、短期入所生活介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、家族等へ連絡し、必要な措置をとります。
- (2) 施設の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
- (3) 前号の場合において、当該事故の発生につき、利用者に重大な過失がある場合は損害賠償の額が減じられることがあります。
- (4) 施設は、万一の事故に備えて、賠償責任保険に加入しています。

15 個人情報の利用及び提供

施設の職員及び施設を退職した職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を外部の者へ提供することはありませんが、次の場合は利用者の同意を得た上で情報提供することがあります。

(1) 使用目的

- ① 短期入所生活介護等サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- ② 上記①のほか、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- ③ 現に短期入所生活介護等サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調を崩し、又はケガ等で病院へ行ったとき、医師又は看護師に説明をする場合

(2) 個人情報を利用する事業所

- ① 居宅サービス計画又は施設サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- ② 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

(3) 個人情報を使用する期間

短期入所生活介護等サービスの提供を受けている期間

(4) 使用する条件（事業者の責務）

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録します。